

景観法の届出件数

【R5年3月31日現在】

別紙3

届出件数

年度	事前協議	届出	通知書	計
R1	3	34	3	40
R2	0	39	6	45
R3	3	42	4	49
R4	2	45	0	47
合計	8	160	13	181

内)届出内訳

年度	種別	新築	増築等	外観の変更	計
R1	建築物	6	3	2	11
	工作物	3	0	2	5
	計	9	3	4	16
R2	建築物	10	3	6	19
	工作物	1	0	3	4
	計	11	3	9	23
R3	建築物	11	6	4	21
	工作物	1	0	5	6
	計	12	6	9	27
R4	建築物	13	3	5	21
	工作物	4	2	4	10
	計	17	5	9	31
建築物計		40	15	17	72
工作物計		9	2	14	25
合計		49	17	31	97

内)その他行為届出内訳

年度	開発行為	太陽光	形質変更	特定照明	計
R1	17	1	0	1	19
R2	19	0	0	0	19
R3	17	1	0	0	18
R4	11	1	2	0	14
合計	64	3	2	1	70

・届出件数と届出内訳の合計が一致しないのは、届出件数は建築物と開発行為等が同時に届出された場合は、1件として計上されているためです。

・景観法届出が適切に提出されることにより、良好な景観が形成されています。

・景観条例に規定されている勧告や命令に該当する案件はありません。

届出対象行為の種類と規模・要件

【参考資料】

	分類	行為の種類	規模・要件	
1	建築物	新築、増築、改築、 外壁の変更	高さ15mを超えるもの	
			延べ床面積が1,000㎡以上のもの	
2	工作物	新設、増築、改築、 外観の変更	①垣、さく、擁壁等	高さ3mを超えるもの
			②公共用歩廊等	長さ20mを超えるもの
			③橋梁等	
			④煙突、排気塔等	高さ15mを超えるもの
			⑤電柱、街路灯	
			⑥送電鉄塔等	
			⑦高架水槽等	
			⑧観覧車等	
			⑨風力発電設備	高さ15mを超えるもの
			⑩コンクリートプラント等	
⑪自動車車庫等	築造面積が、 1,000㎡以上のもの			
⑫貯槽施設				
⑬ごみ焼却場	高さ15mを超えるもの			
上記以外				
3	地上に設置する 太陽光発電設備	新築、増築、改築、 外観の変更	設置する区域の敷地面積が1,000㎡以上のもの	
4	開発行為	都市計画法第4条 第12項に規定する 開発行為	開発面積が1,000㎡以上のもの	
5	土石の採取等	土地の開墾、土石の 採取、鉱物の掘採、 その他の土地の形質 の変更	当該行為の区域の面積が1,000㎡以上のもの	
6	木竹の伐採	木竹の伐採	当該行為の区域の面積が1,000㎡以上のもの	
7	屋外における物件 の堆積	屋外における土石、 廃棄物、再生資源 その他の物件の堆積	当該行為の区域の面積が1,000㎡以上のもの	
8	特定照明	ライトアップ等	照明の新設、移設、改設及び色彩等の照明方式の変更 で届出の対象となる規模の建築物及び工作物に設置 される投光器、サーチライト、スポットライト、 レーザーその他これらに類するもの及び同敷地内に 設置される投光器等	